

国立大学法人東京医科歯科大学学長の任期に関する規則

〔平成27年1月22日〕
規 則 第 1 0 号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第15条第1項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学の学長の任期に関し必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第2条 学長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、再任は1回限りとし、引き続き6年を超えることはできない。

2 学長が国立大学法人東京医科歯科大学学長選考に関する細則第2条第1項第2号、第3号又は第4号に該当することとなった場合の後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

（雑則）

第3条 この規則の改廃は、学長選考・監察会議の議を経て、これを行う。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日規則第132号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。